〃	第六十八回	四億四千八百三十三万円	四億四千八百十五万千四百十六円	
〃	第六十九回	二十一億七千八百六十七万円	二十一億七千七百八十万二千五十円	
〃	第七十回	十六億四千四百八十三万円	十六億四千四百十七万四千七百二十六円	
〃	第七十一回	二十三億八十万円	二十二億九千九百七十九万千七百十一円	
〃	第七十二回	二十九億九千七万円	二十九億八千八百八十七万八千七百六十四円	
〃	第七十三回	二十四億五千六百九十六万円	二十四億五千五百九十八万千百五十八円	
〃	第七十四回	十五億九千百三十万円	十五億九千六十六万六千五十八円	
〃	第七十五回	二十二億六百三万円	二十二億五百十五万千百五十四円	
〃	第七十六回	三十八億七百八万円	三十八億五百五十六万三千二百六十七円	
〃	第七十七回	二十五億八千四百八万円	二十五億八千二百九十四万七千五百五十三円	
〃	第七十八回	八十三億九千九百八万円	八十三億九千五百七十五万二千百十円	

○厚生労働省告示第十七号

国民生活基礎調査規則（昭和六十一年厚生省令第三十九号）第四条第一項、第六条第二項及び第十一条第五項の規定に基づき、平成三十年における国民生活基礎調査の調査の期日、調査票及び調査票等の提出期限を次のように定める。

平成三十年一月二十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

一　調査の期日

1　世帯票に係る調査にあっては、平成三十年六月七日とする。

2　所得票に係る調査にあっては、平成三十年七月十二日とする。

二　調査票

1　世帯票は、別記様式一によるものとする。

2　所得票は、別記様式二によるものとする。

三　調査票等の提出期限

1　一の1に規定する調査にあっては、平成三十年七月二十日とする。

2　一の2に規定する調査にあっては、平成三十年八月十五日とする。

〃	第七十九回	六十六億四千八百十三万円	六十六億四千五百四十八万千三百十五円	
〃	第八十回	三百五十一億五千四百八十万円	三百五十一億四千七十九万三千五百六十八円	
〃	第八十一回	八百三十四万円	八百三十三万六千五百六十七円	
〃	第八十三回	四千五百万円	四千四百九十八万二千四百六十四円	
〃	第八十六回	一億四千万円	一億三千九百九十七万千百六十七円	
〃	第八十九回	一億四千万円	一億三千九百九十八万千八百二十三円	
〃	第九十二回	二億千百五十九万円	二億千百五十八万八千三百二十七円	
〃	第八百一回	二億五千三百万円	二億五千二百八十九万九千二百三十四円	
〃	第八百二回	六千三百万円	六千二百九十七万四千九百十四円	
〃	第八百三回	五千二百三十一万円	五千二百二十八万九千百六十六円	
合計	第八百四回	四千七百二万円	四千七百万千二百七十六円	
		千四百五十七億二千七百十五万円	千四百五十六億六千七百六十万三百六十四円	